

有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針案及び電気通信分野に係る経営力向上に関する指針案に対する意見の公募の結果

有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針案に対する意見	3件
電気通信分野に係る経営力向上に関する指針案に対する意見	0件
合 計	3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

提出された意見及び総務省の考え方

No	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	美方ケーブルネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「P5 2. 具体的事項、一 経営力向上の内容、イ 4K・8K の推進、(1) 伝送路の光回線化等により必要な帯域を確保する。」について  <p>伝送路の光化は CATV 事業者にとって重要事項と言う認識に立っていますが、中小及び第三セクター方式で事業を行う事業者は、CATV 創設時に総務省及び農林水産省等の補助事業により創業しており、経年劣化により光化の資金調達が困難となっており、本条件のハードルは高く、CATV 伝送路等の光化を推進するための、新たな支援事業が必要と考えます。</p> </li> <li>• 「P6 2. 具体的事項、一 経営力の向上、ハ 放送ネットワークの強靱化、(2) 耐用年数を経過した老朽化設備について  <p>伝送路にあっては、より耐災害性の高い光回線へ更新するなど、できる限り速やかに更新を行う。」については、耐災害性の高い光回線を更新を速やかに実施する事は困難であり、総務省殿では「伝送路強靱化対策として」補助事業を実施していただいておりますが、伝送路等の二重化等と事業内容が限定的であり、設備老朽化による更新についても、強靱化対策補助事業として盛り込みが必要と考えます。</p> </li> <li>• 「P7 2. 具体的事項、経営力の向上、へ 営業活動に関する事項、(3) 情報通信技術の導入等、営業力の強化による……。また、財務、会計、人事、給与管理等に、一般に販売されるソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的業務の効率化を推進する。」について  <p>情報通信技術の導入等において、地域 CATV 事業者は、自主放送を行う上で、デジタルアーカイブを大量に保有しており、このデジタルアーカイブは地</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ケーブルテレビ網の光化推進に対する支援としては、平成 28 年度から中小のケーブルテレビ事業者が光ファイバ等の 4 K 放送設備を整備する場合の整備資金につき低利で融資するよう、財政投融资に新たに枠を設けました。</li> <li>• 伝送路強靱化のための補助事業としては、ご指摘のとおり防災上の観点から、有線網切断が想定される箇所等の情報遮断を回避のための 2 ルート化等を行う地方公共団体等に対して、整備費用の一部を補助してきています。  <p>加えて、平成 28 年度第二次補正予算では、過疎地域等の条件不利地域については 2 ルート化に併せて老朽化した既存幹線を更改する場合も補助対象としています。</p> </li> <li>• そのほか、今回御意見を頂いた支援ニーズにつきましては、今後の行政の参考とさせていただきます。</li> </ul>	無

No	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>域無形財産である事から、情報技術を活用し、中小CATV事業者でも利活用を推進するための、「地域無形財産利活用(デジタルアーカイブ)補助事業等」新たな支援策を創設いただきたい。</p>		
2	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指針案全般」について <p>日頃からケーブルテレビ事業に対し、ご支援ご理解を賜り御礼申し上げます。ケーブルテレビは、全世帯の52%の方々にご利用いただいている重要なメディアであり、昨年からのケーブル4Kを開始するなど4K・8K放送に取り組むとともに、地域番組の充実、地域の情報発信、災害対策の強化・災害時のきめ細かな情報提供等にも積極的に取り組んできております。</p> <p>しかしながら、地域に密着した事業であるが故に、経営規模の小さな事業者が多く、4K・8K放送への対応、インターネットの高速化への設備投資に苦慮しているところも多いのが実情です。</p> <p>本指針がこのような事業者にとって利用し易いものとなるよう、次の点につきまして、特にお願いいたします。</p> </li> <li>・ 「制度の対象となる事業者」について <p>本制度の対象となる中小企業は、ケーブルテレビ業の場合、資本金5,000万円以下又は従業員数100人以下とされている。一方、電気通信業は資本金3億円以下又は従業員数300人以下とされており、ケーブルテレビ業は、指針案の現状認識でも資本集約型産業であること、ブロードバンドサービスの高速化が必要と分析されているとおり、ほとんどのケーブルテレビ事業者は電気通信業も行っており、対象となる中小企業を電気通信業と同一にさせていただくようお願いします。(対象の拡大が当面困難な場合には、低利融資制度等において電気通信業における認定も対象としていただきたい。)</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回頂いた御意見のうち、制度の対象となる事業者については、本指針で規定しているものではないので、関係省庁に連絡し、今後の行政の参考とさせていただきます。</li> <li>また、放送受信者等の視聴履歴を含めた個人情報の取扱いについては、視聴者利益の保護の観点から、新サービス等における個人情報等の利活用との両立が可能となるようバランスのとれたルールを検討を行う必要があると考えており、現在、放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置された視聴環境分科会「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」において検討されているところです。今回頂いた御意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。</li> <li>・ そのほか、今回頂いた御意見を踏まえ、有線テレビジョン放送業における4K・8K放送の設備投資の推進やブロードバンドサービスの高度化にあたり必要と考えられる経営力向上を図る具体的な取組事項を明確にするため、「第2 経営力向上の内容に関</li> </ul>	有

No	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>また、固定資産税の軽減については、認定を受けても対象が資本金1億円以下の事業者に限られており、認定を受ける事業者全てが措置を受けられるよう対象事業者の拡大をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2 経営力向上の内容に関する事項、2 具体的事項への(1)付加価値の創出、向上」について</li> </ul> <p>「視聴実態に係る情報の収集・活用など・・・有効である。」とされています。現在、放送の視聴履歴等のデータの利用は料金の徴収等に制限されており、視聴者サービスの向上に込えられるよう、放送分野の個人情報保護ルールの見直し検討につきまして、推進をお願いします。</p>	<p>する事項、2 具体的事項、一 経営力向上の内容」の「イ 4 K・8 Kの推進」、「ハ 放送ネットワークの強靱化」、「ニ ブロードバンドサービスの高速化」及び「ホ 無線通信サービスの導入」を修正します。</p>	
3	(一社)日本C A T V技術協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2 経営力向上の内容に関する事項、2 具体的事項、一 経営力向上の内容、イ 4 K・8 Kの推進」について</li> </ul> <p>「第1 現状認識、1 全体の傾向」で記載されている通り、有線テレビジョン放送は我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要なインフラであり、従事する者は加入者に対して、放送・通信サービスの維持・向上に努め、また、重大事故等の低減を図る責務があります。この観点から4 K・8 K放送に代表される新しい技術に関しては、従業員にその知識・技能習得のため、業界団体等主催の研修、講習の受講、資格取得などを推進すべきという指針を追加すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回頂いた御意見を踏まえ、4 K・8 K放送の設備投資の推進にあたり必要と考えられる従業員の知識・技能の向上といった経営力向上を図る具体的な取組事項を明確にするため、「第2 経営力向上の内容に関する事項、2 具体的事項、一 経営力向上の内容、イ 4 K・8 Kの推進」の内容を修正します。</li> </ul>	有

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。